

第5次大分県DV対策基本計画について

計画の位置づけ 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づく都道府県基本計画

計画期間 令和7年度～令和13年度

基本理念 配偶者等からの暴力のない社会を目指して

基本目標Ⅰ 暴力根絶のための 啓発と教育の充実

重点施策

1 暴力を許さない社会意識の醸成

- ・ DVに関する研修や学習機会の充実
- ・ 多様な広報媒体をつかった啓発
- ・ 女性に対する暴力をなくす運動の充実

2 若年者に対する人権教育・DV防止啓発の充実・強化

- ・ 学校における人権教育の充実
- ・ 小・中・高・大学生等に向けたDV防止啓発
- ・ 教職員・相談員・保護者に対する研修

3 DV加害者及び被害者に関する調査・研究

- ・ 被害者に関する調査・研究
- ・ 加害者更生プログラム導入に向けての検討

基本目標Ⅱ 迅速な通報・相談しやすい 体制づくり

重点施策

4 迅速な通報につながる体制整備

- ・ 医療関係者等に対する周知や研修
- ・ 福祉関係者等住民に身近な人々への理解促進
- ・ 児童虐待防止関係機関等との連携

5 相談体制の充実・強化

- ・ 配偶者暴力相談支援センター等の相談体制の充実・機能強化
- ・ 警察の相談体制の充実・強化
- ・ 市町村の相談機能の強化
- ・ DV・性暴力の相談窓口の周知、広報

6 相談従事者等の資質の向上

- ・ 相談従事者向け研修の充実
- ・ 相談従事者への心理的ケアの実施
- ・ DV相談・対応マニュアルの活用

7 外国人・障がい者・高齢者・性的少数者・男性の被害者への適切な対応

- ・ 外国人・障がい者・高齢者・性的少数者・男性の被害者への相談の充実
- ・ 外国人向けリーフレットの活用
- ・ 障がい者向けリーフレットの活用

基本目標Ⅲ 安全で安心できる 保護体制づくり

重点施策

8 緊急時の安全確保

- ・ 被害者の安全な移送の確保
- ・ 避難場所の確保

9 一時保護体制の充実

- ・ 一時保護所の整備・充実
- ・ 一時保護委託先の拡大等
- ・ 県外施設等との連携

10 保護命令発令に対する適切な対応

- ・ 配偶者暴力相談支援センターの対応
- ・ 警察の対応
- ・ 教育委員会の対応

基本目標Ⅳ 被害者の意思を尊重 した自立支援の推進

重点施策

11 被害者への心理的支援

- ・ 回復のための心理的ケアの充実
- ・ 被害者のエンパワーメント

12 同伴児童等への支援

- ・ 心理的ケアの充実
- ・ 児童相談所との連携
- ・ 医療機関との連携
- ・ 学校、教育委員会の対応

13 生活基盤確立のための支援

- ・ 住宅確保のための支援
- ・ 就労のための支援
- ・ 市町村等と連携した各種制度の活用

14 地域でのフォローアップの充実

- ・ 一時保護終了後の継続的支援
- ・ こどもの支援に関わる関係機関の連携

基本目標Ⅴ 推進体制の整備

重点施策

15 関係機関の顔が見えるネットワーク体制の強化

- ・ DV被害者支援関係機関の連携の充実

16 市町村の被害者支援体制整備への支援

- ・ 市町村配偶者暴力相談支援センターの設置等への支援
- ・ 支援ネットワークづくりの促進
- ・ 地域における支援者の養成

17 多様な民間団体との連携と協働

- ・ 民間団体との連携と協働
- ・ 民間団体への活動支援

18 おおいた性暴力救援センターとの連携

- ・ 性的暴力を受けた被害者へのきめ細かな対応

19 被害者等に係る情報の保護

- ・ 情報の適切な管理と秘密の保持

20 苦情解決体制の整備

- ・ 相談機関の苦情解決体制の充実
- ・ 公正な苦情解決

成果指標

DVを容認しない社会意識の醸成と被害者が相談しやすい体制の充実に向けて、新たに成果指標と目標値を設定（計3項目）

- 配偶者や恋人間でのDVにあたるとされる行為について「暴力にあたると思わない」と回答した人の割合（令和13年度目標値： 0%）
- DV被害を一度でも受けた人のうち相談した人の割合（令和13年度目標値： 70%）
- 被害者支援に関する庁内連絡会議を設置した市町村の数（令和13年度目標値： 18市町村）